



医療法人だより(第3号)

長崎市江戸町2-13

長崎県医療政策課(Tel095-895-2464)

暦では秋になりますが、まだ暑い日が続いています。お元気にお過ごしでしょうか。

「医療法人だより(第3号)」をお届けしますのでご一読ください。前回に引き続き、今回も「医療法改正」についてお知らせします。

《目次》

1. 医療法改正について
2. コラム
3. 医療法の手続きについて
4. おしらせ

1. 医療法改正について

昨年成立した改正医療法の医療法人に関する内容、今回は「特別代理人の廃止と理事会の職務権限」等についてご紹介します。



昨年9月28日に公布された、いわゆる「第7次改正医療法」は、「地域医療連携推進法人制度の創設」と「医療法人制度の見直し」を2つの大きな柱としており、施行期日は、平成29年4月2日施行と平成28年9月1日施行の2回に分かれています。

今回の医療法人だよりでは、本年9月1日に施行される「医療法人の理事会及び理事長の権限の明確化・理事の忠実義務・役員がその職務を怠った場合の損害賠償責任等に関する事項」の重要項目について解説します。

第7次改正医療法では、医療法人の運営に「会社法」の考え方が導入され、また、改正医療法の条文にも、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団法人」という。)」が数多く準用されていることから、非常に分かりづらい内容となっています。しかしながら、これまで行っていなかったことが新たに義務化され、あるいは、これまでのルーズな運営が今後は許されなくなる等のシビアな規定が多く盛り込まれていますので、医療法人の役員や社員の皆さんには、医療法改正の内容を十分に理解していただく必要があります。

(1) 特別代理人制度の廃止と理事会の職務権限

理事会は医療法人の業務執行の意思決定機関でありながら、改正前医療法においては明確な規定がなく、これまで、(ア)理事会を開催せず、議事録の作成だけで済ませている(イ)理事会と社員総会のそれぞれの役割を認識せず、両者を混同している(ウ)理事会の議決を要する重要

事項でありながら、理事長の独断で決せられている(エ)議事録の記載内容が開催された理事会の議事結果と乖離しているなど、不適切な法人運営が多く行われていました。

そのため、第7次改正医療法では、「理事会の設置義務」や「理事会の組織・職務」など、医療法人の機関についての条項が新たに設けられています。

そのうち理事会の職務権限については、「医療法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職」「監事等の監査を受けた事業報告書等の承認」の権限が条項に明記されたほか、理事が「競業及び利益相反取引」を行おうとする場合には、理事会において、取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない旨の規定が新たに定められました。

「利益相反取引」とは、具体的には「理事長が個人所有の不動産を医療法人に売却し、あるいは購入する契約」などが該当します。こうした取引においては適正な時価での売買が保証されず、理事は利益を得られても医療法人にとっては不利益になる恐れがあることから、改正前医療法では、「利益相反取引」に関しては長崎県知事に対して「特別代理人選任申請」を行うことが義務付けられていました。

今回改正された医療法では、こうした「特別代理人制度」を廃止し、その代わりに、「利益相反取引」を行う場合の理事会の事前承認、さらには事後報告を義務

付けています。簡単に言えば、今年の9月1日以降は「利益相反取引」を行う場合であっても、長崎県知事への特別代理人の選任申請は必要でなく、理事会の事前承認と事後報告という、いわば医療法人の内部手続きのみで足りるということです。

ただし、「利益相反取引」によって医療法人に損害が生じたときは、理事又は監事は、医療法人に対し、損害を賠償する責任を負うと定められていることから、理事会においては、これまで以上に慎重な判断が求められると言えます。

(2) 理事長の権限明確化と業務報告の義務

理事長については、その権限が明確にされたほか、「理事会への職務執行状況報告」が新たに義務付けられました。

理事長の権限については、改正前医療法では、「理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する」とされているのみで、「総理する」がどのような権限を意味しているのかよく分からず、以前から疑問の声が上がっていました。そのため、改正医療法では、「理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する」こと、及び「理事長は、医療法人の業務を執行する」ことが定められ、理事長の権限が明確になっています。また、改正医療法第46条の7の2が準用する一般社団法人法第91条第2項では、理事長に、「3箇月に1回以上の、理事会への職務執行状況報告（最低年4回）」が義務付けられました（ただし、定款で定めた場合には、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上でよいとされています）。

この新しい義務規定は、前項で述べた、「理事会が適正に開催されず、理事長の独断で重要事項が決せられ、あるいは議事録の作成だけで実際には理事会が開催されない」等の不適正な運用事例が数多く報告されているために課せられたものであり、今後、県医療政策課としても、各医療法人において適切な理事会運営がなされているかについて、注視してまいります。

(3) 役員損害賠償責任について

改正医療法では、医療法人の適正な運営の確保を目的として、医療法人の役員（理事又は監事。財団法人の場合は評議員を含む）がその任務を怠ったことにより医療法人に損害を与えた場合は、生じた損害を賠償する責任を負うことが明記されています。

その損害賠償責任は、原則として総社員の同意がなければ免除することができませんが、社員総会において出席者の3分の2以上の賛成による決議によって損害賠償額の一部の免除が可能となっています。また、予め定款に定めがある場合は、理事会の議決によっても一部の免除が可能です。ただし、次によって算定される「最低責任限度額」は免除することができません。〔最低責任限度額の概算＝当該役員の前1年間の報酬等×（理事長の場合6、執行理事等の場合4、その他の理事及び監事2）〕

なお、予め定款に定めがある場合、医療法人と役員との間で、事前に「責任限定契約」を締結する方法もあります。

いずれにせよ、役員には、医療法人の運営に関して重い責任が課せられていることを改めて感じさせる改正内容となっています。

(4) 監事の損害賠償責任について

今回の医療法改正では、医療法人の適切運営のため監事業務の詳細についていくつか追加されました。

今回追加されたのは以下についてなどです。

- ① 理事が社員総会又は評議員会に提出しようとする議案等を調査すること。（社員総会等の議案について事前に調査・確認する必要があります。）
- ② 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならないこと。（理事会には必ず出席する必要があります。）
- ③ 監事による理事の行為の差止め（理事会等における議案の内容調査や理事の業務執行状況を常時確認するとともに、医療法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対しその行為をやめることを請求することが求められます。）
- ④ 社員総会の招集等（監査の結果、不正や法令等の違反など重大な行為等を発見したときとときは社員総会の招集や理事会等の招集を請求し会議の場でその内容を報告する必要があります。）

監事の業務については上記など具体的に定められましたが、職務の遂行には損害賠償責任を含め、これまで以上にその責任を求められることとなります。

(5) 定款変更について

医療法人の経営の透明性の確保やガバナンスの強化に関する事項、医療法人の分割に関する事項などが改正され、それに伴って医療法人の定款例（モデル定款）も見

直されました（財団においては寄附行為）。

本年9月1日施行となりますので、それ以降には全ての医療法人において定款（寄附行為）変更申請の手続きが必要となりますので注意が必要です。

施行後、2年以内に変更手続きを行っていただくこととなりますが、社会医療法人については、速やかに変更手続きを行うことが望ましいため、早めに準備に取りかかっていますようお願いします。

定款（寄附行為）変更申請にかかる必要書類等は長崎県のホームページへ掲載しております。下記のとおりアクセスいただきご参照下さい。

◎県庁 HP→組織で探す→医療政策課→医療法人の手続き等→定款変更認可申請

手続きについてご不明な点がございましたら、医療政策課医事・医療相談班（電話 095-895-2464）へご連絡下さい。

2. コラム

TKC 全国会 医業・会計システム研究所
石井税理士事務所の石井計行先生から御寄稿をいただきました。



第7次改正医療法改正の「医療法人制度の見直し」の中で、「医療法人の経営の透明性の確保」が掲げられています。医療法人の経営の透明性の確保の一つとして、今回メディカルサービス法人（以下「MS法人」という）との取引報告の義務が新たに改正医療法第51条に規定されました。この改正は、医療法人とMS法人を含む関係当事者との関係の透明化・適正化が必要かつ重要との観点から、毎年度、医療法人とMS法人との関係を都道府県知事に報告するというものです。

医療法人は毎事業年度終了後3ヵ月以内に、事業報告書等を都道府県知事に提出することになっています。添付書類として、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書がありますが、新たに、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」が追加されます。医療法人が取引の報告を義務付けられる関係事業者の基準に関する事項については、次の通り規定されました。

以下①の者であって、②の取引を行うものについて、報告を義務付けることとします。

①医療法人が取引を行う事業者

- (1) 当該医療法人の役員及びその近親者（配偶者又は2親等内の親族）
- (2) 当該医療法人の役員又はその近親者が社員総会又は評議員若しくは理事会の構成員の過半数を占めている法人

(3) 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会又は評議員会若しくは理事会の構成員の過半数を占めている場合の他の法人

(4) (3)の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く）の社員総会又は評議員会若しくは理事会の構成員の過半数を占めている場合の他の法人

②医療法人が行う取引

(1) 当該取引に係る事業収益又は事業費用が、総事業費の10パーセントかつ1千万円を超える取引

(2) 当該取引に係る事業外収益又は事業外費用が、総額の10パーセントかつ1千万円を超える取引

(3) 当該取引に係る特別利益又は特別損失が、1千万円を超える取引

(4) 当該取引に係る資産又は負債の総額が、総資産の1パーセントかつ1千万円を超える残高になる取引

(5) 当該取引に係る資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、総資産の1パーセントかつ1千万円を超える取引

(6) 当該取引に係る事業の譲受又は譲渡の場合にあつては、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、総資産の1パーセントかつ1千万円を超える取引

当該取引については、「重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記10」に、次の内容で報告する

ことになります。

【例】当医療法人の事業費用の中に家賃10,800千円があります。なお、当法人の総事業費は90,000千円です。なお、MS法人との取引で出てくるのは、医療機器の賃貸借、施設管理、業務請負、物品等購入などが考えられます。

10 法第51条に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

取引条件及び取引条件の決定方針等

建物（医療施設）賃貸借契約書による。

医療施設月額家賃900千円、敷金5,400千円

種類	医療施設の賃借
名称	株A
所在地	長崎県長崎市
総資産額 (千円)	300,000
事業内容	不動産賃貸業
関係事業者との関係	代表は医療法人理事長の 配偶者
取引の内容	診療所施設の賃借
取引金額 (千円)	10,800
科目	地代家賃
期末残高 (千円)	10,800

3. 医療法の手続きについて

*病院の調理施設を入院患者以外の食事調理に
使用する場合の対応について質問にお答え
いたします。*



病院等給食施設の他業務への活用をご相談いただくこともあります。原則的に、病院等給食施設の共用は認められていません。ただし、例外的に共用できる場合もあり、まとめると下記ようになります。例外的な取扱い事例毎に判断が必要ですので、ご相談ください。

●原則的に、病院等給食施設を「病院等業務（本来業務・附随業務（※1））以外の業務」と共用はできない。

●例外的に共用できる場合もあるが、下記のいずれかで、かつ、患者等給食（※2）に支障がない場合に限られる。なお、病院等以外の給食施設を病院等施設として使用する場合であっても、病院等が果たすべき義務を免れるものではない。

① 病院又は診療所と「同一敷地内又は公道を挟んで隣接する」老人保健施設等（※3）における、給食施設の共用。

② 病院等業務と老人保健施設等以外の附随業務の間で、人員、設備、材料等を明確に分離可能である場合における、病院等給食施設の活用。

※1：開設する病院等の業務の一部又はこれに附随して

行われる業務。職員用の院内保育所など。

※2：食材の調達、調理、盛付け、配膳、下膳及び食器洗浄並びにこれらの業務に必要な構造設備の管理に加えて、食器の手配、食事の運搬等。

※3：介護老人保健法又は老人福祉法に規定する介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設及びその他の要介護者、要支援者その他の者を入所、入居又は通所させるための施設並びに高齢者専用賃貸住宅及び生活支援ハウス。

4. おしらせ

今回の第7次改正医療法では、会社法の考え方や一般社団法人法が数多く準用され、医療法人の運営がドラスチックに変わります。今後はどのように医療法人制度が変わるのか増刊「ニュースレター」で解説していきますので、是非、ご一読ください。